

Zero Carbon Report

特集

令和5年3月改正 北海道地球温暖化防止対策条例
通称：ゼロカーボン北海道推進条例

利尻山とオトノルイ風力発電所

TOPICS

ゼロカーボンシティ宣言数について

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。

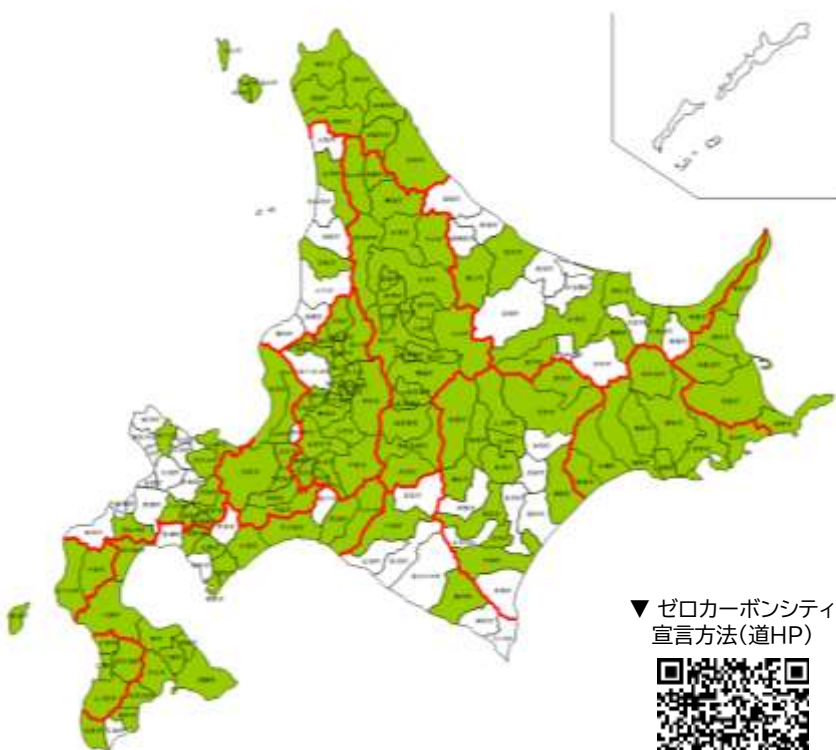
こうした法の規定も踏まえ、昨今、脱炭素社会の実現に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、「ゼロカーボンシティ」として環境省ホームページ上で公開されています。

北海道内では、令和5年6月30日現在で、134市町村がゼロカーボンシティを表明しています。

▼ゼロカーボンシティ
宣言方法(道HP)



▲道内のゼロカーボンシティ表明市町村
(緑色で塗りつぶした市町村が該当)





条例改正のポイント ※令和5年4月1日施行（一部令和5年10月1日施行）

2050年度までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを実現するため、目的や基本理念を明確化するとともに、道の果たすべき役割や各分野の取組を拡充・強化

条例の目的

地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進し、道民の健康で文化的な生活の確保及び人類の福祉に寄与

基本理念

- 道民、事業者、市町村など関係者の積極的な参加と連携
- 環境の保全、経済の発展、生活の向上の総合的な推進
- 再エネや森林などの地域資源の有効活用

責務や役割

北海道

- ・総合的・計画的な施策の策定・実施
- ・国、市町村、事業者、道民等との連携、協働
- ・事業者、道民の行動変容促進
- ・調査研究・技術開発の促進、産業振興など

事業者
道民

- ・国や道が行う取組への協力
- ・排出削減

各分野の取組に係る拡充・強化

事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減【拡充】 ■ カーボン・オフセットの促進【新設】 ■ 排出量報告制度の強化【拡充】 ※計画書を提出する対象事業者の拡大 自動車運送事業者トラック・バス 200台以上 → 100台以上 タクシー 350台以上 → 150台以上 ◆ 任意の簡易報告制度の創設
交通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次世代自動車の使用等【新設】 ■ 物資の輸送の合理化【新設】
機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ■ 販売事業者による省エネ性能情報表示義務の対象機器の拡充 ※照明器具・給湯器 ■ 省エネ性能情報を表示等する販売事業者の拡大【拡充】
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ建築物の普及の促進【新設】 ■ 地域材の利用の促進【新設】
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における再エネの利用の促進【新設】 ■ 小売電気事業者による再エネ供給等の情報の提供【新設】
吸収作用等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の整備等の推進【拡充】 ■ 藻場等の保全等の推進【新設】 ■ 自然の生態系の保全等の推進【新設】
気候変動適応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動適応に関する施策の推進【新設】 ■ 北海道気候変動適応センターの設置【新設】
産業の育成・振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興【新設】 ■ 製品・サービスの開発等【新設】
ライフスタイル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道民の自主的な取組に資する情報の提供【拡充】 ※排出量把握等 ■ 廃棄物の発生の抑制等【新設】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施策推進のための必要な財政上の措置【新設】

報告制度

条例では、事業活動で多くの温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）の方々、一定規模以上の建築物の新築・改築・増築を行おうとする方、エネルギーを供給する小売電気事業者の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、計画的に排出削減などの取組を実施していただくため、削減等計画書と実績報告書の提出を求めています。提出された計画書と報告書は公表します。

✓ 事業活動で多くの温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）

◆ 提出を求める事業者（特定事業者）

道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

省エネルギー法に基づく特定連鎖化事業者で道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

自動車運送事業者であって、道内に登録する前年度末日の自動車の総数が次に該当する事業者
トラック：100台以上 バス：100台以上
タクシー：150台以上

温暖化対策推進法施行令第5条第10号から第16号までの事業者で、前年度の4月1日の従業員数が21人以上かつ二酸化炭素換算3,000トン以上排出する事業者

◆ 提出いただく計画書等

・事業者温室効果ガス削減等計画書

温室効果ガスの排出状況を把握し、計画期間（3年間）における排出削減を図る措置などを計画書にまとめ、3年に1回、7月末日までに提出

・事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書

温室効果ガスの排出状況や排出削減の措置等の実施状況を報告書にまとめ、毎年度、7月末日までに提出

※令和5年度においては、計画書及び実績報告書共に、10月1日までに提出してください。



事業者温室効果ガス
排出量報告制度

✓ 特定事業者以外の簡易報告制度（任意）

新たに特定事業者以外の事業者を対象とした、「事業者排出量簡易報告制度」を創設。報告書を提出することで融資など優遇措置を受けることが可能

◆ 提出いただく計画書等

・事業者排出量簡易報告書

エネルギー使用量や温室効果ガスの排出削減の取組等を報告書に記載し、毎年度、7月末日までに提出
※令和5年度の提出期限は10月1日ですが、それ以前の提出も可能です。

✓ 一定規模以上の建築物の新築・改築・増築を行おうとする方 (特定建築主)

◆ 一定の規模以上の建築物

▲ 新築

床面積の合計
2,000㎡以上の
建築物の新築

▲ 改築

・改築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上
・床面積の合計が2,000㎡以上の建築物で改築に
係わる床面積の合計が2/1以上

▲ 増築

増築に係る部分の
床面積の合計
2,000㎡以上

◆ 提出いただく計画書等

・建築物環境配慮計画書

建築物・設備に係る地球温暖化防止のための措置などを計画書にまとめ
工事着手予定日の21日前までに提出

・工事完了届出書

工事の完了を、工事完了後15日以内に届出

※令和5年9月30日以前に着工予定の建築物は旧様式



建築物環境配慮計画書

✓ エネルギーを供給する小売電気事業者の方

◆ 提出を求める事業者

・道内でエネルギーを供給する小売電気事業者

◆ 提出いただく計画書等

・再生可能エネルギー計画書

+

再生可能エネルギーの供給量の拡大に関する目標、目標を達成するための
基本方針、方針に基づく措置、他の地球温暖化防止を図るための措置などを
計画書にまとめ、毎年度提出

・再生可能エネルギー計画達成状況報告書

計画書に基づく措置の実施状況を、措置を実施した翌年度提出



再生可能エネルギー
計画書

報告制度の詳細・問い合わせ先

北海道経済部ゼロカーボン推進局

特定事業者の方、特定事業者以外の簡易報告制度(任意)については

☎ 011-204-5190

特定建築主の方、エネルギーを供給する小売電気事業者の方は

☎ 011-204-5334

計画書や報告書は電子での提出を推奨します。ペーパーレス化にご協力ください。



ゼロカーボン
北海道推進条例

事業者・道民の方々に実践いただきたい取組

◆ 事業者の方々に実践いただきたい取組

〈排出量の把握・削減〉

・事業活動における排出量を把握し、省エネや再エネの導入等により、排出量の削減に努めましょう。

〈カーボン・オフセットの促進〉

・排出量の削減が難しい場合は、カーボン・オフセットの活用に努めましょう。その際は、道内で行われたクレジットの購入に努めましょう。

〈ゼロカーボン北海道の実現に向けた理解の促進〉

・従業員に対し、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の理解促進のため、情報提供に努めましょう。

〈ビジネススタイルの転換〉

・排出量の削減に取り組む道民に対し、積極的に支援するように努めましょう。
・冷暖房は適切な温度で使用し、勤務中は適切な衣服を着用できるよう努めましょう。

◆ 道民の方々に実践いただきたい取組

〈公共交通機関等の利用〉

・自家用車に代えて、バス・鉄道等の公共交通機関や自転車の利用に努めましょう。

〈自動車の適正な運転〉

・自動車運転時は、エコドライブやアイドリング・ストップの実施に努めましょう。

〈ライフスタイルの転換〉

・日常生活における排出量を把握し、排出量の削減に努めましょう。
・農林水産物の積極的な地産地消に努めましょう。
・廃棄物の量を減らし、使用済物品の再使用や分別回収への協力に努めましょう。

報告制度のほか特定の事業者の方々に実践いただく取組

〈特定駐車場におけるアイドリング・ストップの周知〉

・一定規模以上の駐車場（特定駐車場※）の設置・管理者の方々は、駐車場の利用者の方に対し、アイドリング・ストップの実施について、看板・ポスターの掲示や場内放送などで周知を行ってください。特定駐車場以外の駐車場の設置・管理者の方々は、アイドリング・ストップの実施について周知に努めてください。 ※特定駐車場：自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の駐車場

〈新車販売時の地球温暖化防止性能情報の説明〉

・自動車販売事業者の方々は、新車を購入しようとする方に対し、地球温暖化防止の性能情報について説明を行ってください。レンタカー事業者の方々については、自動車を借り受けようとする方に対し、性能情報の説明に努めてください。

〈特定機械器具の省エネ性能情報の表示・説明〉

・特定機械器具販売事業者の方々は、陳列する特定機械器具※に省エネ性能情報を表示いただくか、購入しようとする方に対し、省エネ性能情報の説明を行ってください。

※ エアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブ、照明器具、温水機器など、比較的エネルギー消費量の大きな家電

・改正により、特定機械器具として照明器具と温水機器（ガス、石油、電気）が追加されました。

※照明器具：生産量・輸入量が年間5万台以上で、省エネルギー法施行令に規定する照明器具

※温水機器：生産量・輸入量がそれぞれ次の台数以上で、省エネルギー法施行令に規定する温水機器（ガス：年間3,000台、石油：年間600台、電気：年間500台）

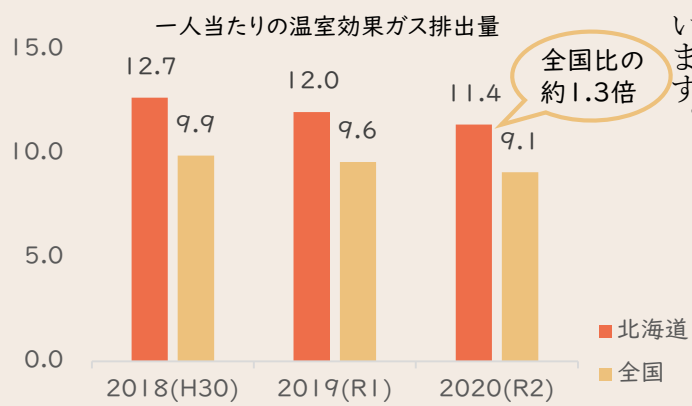


家庭向け

北海道ゼロチャレ！家計簿

北海道は、冬季の暖房による化石燃料の利用のため、家庭部門の温室効果ガス排出量の割合が全国に比べて多くなっています。

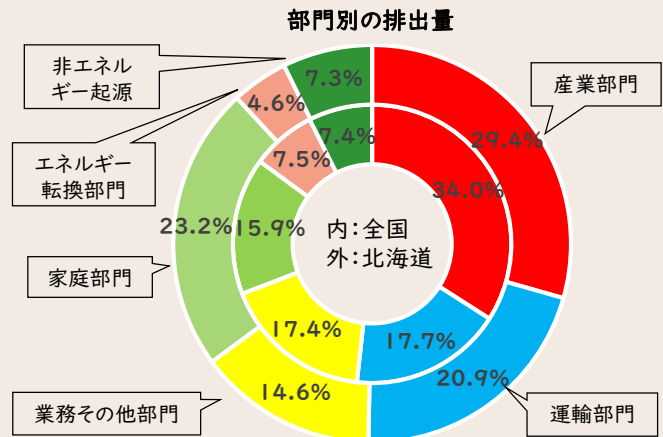
また、広域分散型の地域構造のため、交通や物流のために多くの燃料を使用しており、運輸部門の温室効果ガス排出量も全国と比べて多くなっています。



出典：北海道における温室効果ガス排出量の状況と北海道地球温暖化対策推進計画に基づく令和3年度の施策等の実施状況報告書

これらの理由により、北海道一人あたりの温室効果ガス排出量は全国と比べて約1.3倍となっています。

道では、ゼロカーボン北海道の実現を目指し、2030年度までに2013年度比で48%削減、そして2050年までに道内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目標に掲げています。



出典：北海道における温室効果ガス排出量の状況と北海道地球温暖化対策推進計画に基づく令和3年度の施策等の実施状況報告書

この目標を達成するためには、全国に比べて多くなっている家庭部門や運輸部門の排出量について重点的に取り組む必要があります。

家庭からの排出量を削減するためには、道民一人一人の意識改革や行動変容が必要であり、そのためには、まず各家庭からのCO2排出量を「見える化」する必要があります。

このため、道では、家庭のCO2排出量を「見える化」するアプリ「北海道ゼロチャレ！家計簿」を開発しました。

アプリは、電気、ガス、ガソリンなどの使用量、料金を入力することで、毎月のCO2排出量や、光熱費などの推移のグラフが作成され、道内の類似世帯との比較やランキングなどが表示されます。

道民の皆様自ら入力していただき、自らの家庭でのエネルギー消費量を知ってもらうことにより、意識改革や行動変容を促します。

なお、入力したデータに個人情報含まれておりませんが、市町村毎に集計して、個人が特定されない形で市町村への提供を検討しており、市町村にあればと考えています。



アプリ概要

自宅のエネルギーの使用量、CO₂排出量、光熱費を「見える化」

初期設定の入力 ※1

- ✓ 居住市町村
- ✓ 世帯人数
- ✓ 住居タイプ 等

毎月 の入力 ※2

- ✓ 自宅の電気、ガス、灯油等の使用量、料金を入力

家庭の見える化

- ✓ 毎月のCO₂排出量や光熱費のグラフ化
- ✓ 道内の類似世帯との比較
- ✓ 省エネ情報やお知らせ機能
- ✓ 市町村毎の削減効果の表示 など

IDや居住市町村、世帯人数、住居の種類などを入力します。

毎月の電気、ガス、灯油などの使用量と金額を入力します。

道内の類似世帯の平均

自宅のCO₂排出量

前年同月からの削減成果 (2月)

項目	消費量	削減率	削減効果
電気	88kWh	42.9% ↓	削減効果
都市ガス	15m ³	20% ↓	削減効果
灯油	10L	80% ↓	削減効果
ガソリン	40L	30% ↓	削減効果
発電	kWh		削減効果



自宅の成果を表示

- ・ 削減効果
- ・ 標準比較
- ・ 12ヵ月グラフ

CO₂

項目	削減効果
光熱費合計	
電気料金	
都市ガス	
都市ガス料金	
灯油	
灯油料金	
ガソリン	
ガソリン料金	
太陽光発電	
太陽光発電料金	

※ 1 アプリに個人情報の入力は不要です。

※ 2 入力データは、道や市町村等で施策検討の基礎データとしての活用を想定しています。

市町村での活用

収集したデータを市町村の排出量算定や施策の検討に活用

アプリのデータ

- ・ 当該市町村のデータ集計値の閲覧、ダウンロード

市町村別の情報発信・収集

「お知らせ機能」で
エコ情報発信



「アンケート機能」で
情報収集

暖房のしかた

暖房の工夫を教えてください

問1 暖房を使う時間

どのくらい暖房を使っていますか？

- 4時以下
- 4～8時
- 9～12時
- 12～16時
- 16～24時

問2 使用する暖房器具

どんな暖房器具を利用していますか？

- センター炉 (灯油)

活用方法・事例

- 全道のCO₂削減効果とアプリ参加世帯率の市町村毎の比較が可能
- 家庭部門の排出量算定の基礎データ
- 施策立案の参考データや効果検証として活用



ゼロカーボン・チャレンジャー

〈ゼロカーボン・チャレンジャーとは〉

2020年3月に北海道知事が表明した、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現に資する取組を宣誓し、実践していただける事業者のことで

温室効果ガス排出量の削減に向けた率先取組や温室効果ガス排出量の算定・報告のほか、電気自動車の導入や再エネ由来電力の調達などの14の項目から取組を選択し、実践を宣誓していただきます。

〈実践する取組項目〉

・ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる道の目標の達成に貢献する取組の率先実施（必須）
・温室効果ガス排出量の算定と道への報告（必須）

・テレワークなどICTの活用による事務所の省エネや移動に伴うCO₂の排出抑制

・工場、事業場における省エネ型生産機械等の導入

・設備のエネルギー使用を効率的に管理するエネルギーマネジメントシステムの導入

・トラック輸送の共同化など物流効率化

・施設の新築、改築の際のNEB化

・電気自動車や燃料電池車の導入

・風力や太陽光など再生可能エネルギー由来電力の調達

・バイオマスや地中熱などの再生可能エネルギーによる熱利用

・使い切りプラスチック製品の使用抑制、適正処分

・敷地内緑化の取組

・植樹などの森林整備、保全活動

・従業員への環境教育や人材育成の実践

ゼロカーボン・チャレンジャー 宣誓書

〇〇株式会社 △△事業所

当事業所は「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、次の項目について積極的に取り組むことを、ここに宣誓します。

<取組項目>



ZERO CARBON
HOKKAIDO

登録期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

北海道は貴事業所の取組を応援します
令和 年 月 日
北海道知事 鈴木 直道

登録事業者数 (令和5年6月30日時点)

618

登録によるメリット

- ① 道発注公共工事における優遇
・総合評価方式による落札者決定の際に加点評価
・令和5、6年度の競争入札参加資格審査で加点評価
- ② 金融機関等における優遇
・金融機関での貸付金利等による金利優遇
・金融機関での私募債発行時の金利優遇
・北海道信用保証協会「未来につなぐ地域社会応援保証」の対象
- ③ 道の「中小企業総合振興資金貸付金」にゼロカーボン枠創設による低利融資
- ④ 道のプロポーザル審査における優遇
- ⑤ 道のHPにおいて取組み実績を紹介

登録方法

札幌市内の事業者 → さっぽろエコメンバー への登録

札幌市外の事業者 → 北海道グリーンビズ認定制度「優良な取組」部門への登録

北海道ゼロカーボン産業課HPで、ゼロカーボン・チャレンジャーの宣誓、申請

ゼロカーボン・チャレンジャー登録

登録後、3ヶ月以内にCO₂排出量を報告

登録
無料



ゼロカーボン・チャレンジャー登録HP



ゼロカーボンレポート(Vol.5) 令和5年(2023年)7月発行
発行:北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課
E-mail:kikou.zerocarbon@pref.hokkaido.lg.jp
電話(直通):011-206-7948

ゼロカーボン戦略課HP ▶

※ 本誌はカーボンオフセット紙で印刷されています。

